

防地環（事）第67号
令和8年3月17日

大臣官房長
各局長
施設等機関の長
各幕僚長
情報本部長
防衛監察監
各地方防衛局長
防衛装備庁長官

殿

事務次官
(公印省略)

防衛省における有機フッ素系泡消火薬剤処理実行計画について（通達）

標記について、別紙のとおり定められたので、この旨管下の職員に周知せられ、この実施に遺漏のないよう期せられたい。

添付書類：別紙

防衛省における有機フッ素系泡消火薬剤処理実行計画

令和 8 年 3 月

防 衛 省

第 1 経緯及び概要について

- 有機フッ素化合物のうち、ペルフルオロアルキル化合物及びポリフルオロアルキル化合物を総称し「PFAS」と呼び、1万種類以上の物質があるとされている。このうち、ペルフルオロオクタンスルホン酸（以下「PFOS」という。）及びペルフルオロオクタン酸（以下「PFOA」という。）は、これまで泡消火薬剤を含む多様な用途に使用されてきたが、その難分解性、生物蓄積性及び長距離移動性という性質による環境中での残留性や健康影響の懸念から、残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約（POPs条約）において、平成21年5月以降、製造、輸入等が規制されている。
- 我が国においては、PFOSについては平成22年4月1日に、PFOAについては令和3年10月22日に、さらにペルフルオロヘキサンスルホン酸（PFHxS）については令和6年2月1日に、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和48年法律第117号。以下「化審法」という。）第2条第2項に規定する「第一種特定化学物質」にそれぞれ指定され、製造及び輸入の許可制、使用の制限等の措置が講じられている。
- 防衛省における泡消火薬剤の交換及び処分（以下「処理」という。）については、令和6年9月までに、全ての自衛隊施設において、PFOS含有泡消火薬剤の処理を完了するとともに、令和7年3月までに、全ての自衛隊施設において、PFOS及びPFOAが混入した泡消火設備専用水槽水の処理を完了したところであるが、依然として一定量のPFOA含有泡消火薬剤やPFOS及びPFOA以外の有機フッ素化合物を原料とする泡消火薬剤（以下「有機フッ素系泡消火薬剤」という。）を保有している。

第2 取組方針について

防衛省・自衛隊で保有する泡消火薬剤については、将来、新たな有機フッ素化合物が化審法による規制対象に加えられる可能性も踏まえ、今後、段階的に有機フッ素化合物を原料としない泡消火薬剤（以下「非フッ素系泡消火薬剤」という。）への交換又は水消火設備への移行を進めていくこととする。

1. 第1段階：共同使用施設におけるPFOA含有泡消火薬剤及び有機フッ素系泡消火薬剤の処理

- 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定（昭和35年条約第7号）第2条第4項（a）の規定に基づき防衛省・自衛隊が在日米軍施設及び区域を共同使用する施設において保有するPFOA含有泡消火薬剤及び有機フッ素系泡消火薬剤（以下「PFOA含有泡消火薬剤等」という。）については、令和10年度末までに非フッ素系泡消火薬剤への交換又は水消火設備へ移行することとする。

2. 第2段階：PFOA含有泡消火薬剤の処理

- 上記1を除いた防衛省・自衛隊が保有するPFOA含有泡消火薬剤については、令和13年度末までに、非フッ素系泡消火薬剤への交換又は水消火設備へ移行することとする。

3. 第3段階：有機フッ素系泡消火薬剤の処理

- 上記1を除いた防衛省・自衛隊が保有する有機フッ素系泡消火薬剤については、上記1及び2の処理状況を踏まえ、別取組方針を定める。

ただし、自衛隊艦船において保有する有機フッ素系泡消火薬剤については、上記取組方針にかかわらず、定期検査等の機会を捉える等、運用上支障のない範囲で前倒しを追求し、できる限り早期に非フッ素系泡消火薬剤への交換又は水消火設備への移行を完了することとする。

第3 管理・報告について

1. 処理状況の把握及び進捗管理について

- 陸上幕僚監部防衛部施設課、海上幕僚監部防衛部施設課及び航空幕僚監部総務部基地対策室（以下「取りまとめ部署」という。）並びにその他の機関における担当部署は、第1段階及び第2段階の対象泡消火薬剤ごとに、その保有量及び処分量等を把握した上で、地方協力局環境政策課及び防衛装備庁プロジェクト管理部事業計画官付補給・管理企画室（以下「環境政策課等」という。）と緊密に連携をとり、PFOA含有泡消火薬剤等の処理の進捗状況を適切に管理する。

2. 処理状況の報告について

- 取りまとめ部署の長及びその他の機関における担当部署の長は、毎年度末におけるPFOA含有泡消火薬剤等の処理状況について、第1段階及び第2段階の対象泡消火薬剤ごとに、付表のPFOA泡消火薬剤等の保有状況及び処理進捗状況表を作成し、翌年度5月末までに、環境政策課等の長宛てに報告するものとする。
- また、取りまとめ部署及びその他の機関における担当部署の長は、各段階の処理が完了した都度、その旨を環境政策課等の長宛てに速やかに報告するものとする。

P F O A 含有泡消火薬剤等の保有状況及び処理進捗状況表（令和〇年度末現在）

No	(1) 分類	(2) 機関	(3) 保有部隊 都道府県	(4) 保有部隊 市区町村	(5) 保有部隊 在籍駐屯地等	(6) 保有部隊 (設置部隊)	(7) 分任物品管理官 (供用事務担当官)	(8) 設置・保管 場所 (最新)	(9) 設置・保管 場所区分 (最新)	(10) 保管状況区分	保管容器等の詳細						P F O A 含有泡消火薬剤等の詳細												(29) 備考
											(11) 保管 容器等	(12) 用途 区分	(13) 取得 時期	(14) 転籍等 時期 (元)	(15) 転籍等 時期 (先)	(16) 換装等 予定 時期	(17) 薬剤・消火器 製造会社	(18) 薬剤・消火器 製品名	(19) 薬剤・消火器 型式番号	(20) 製品 数量	(21) 薬剤 保有量 (ℓ)	(22) 取得 時期	(23) 製造 年月	(24) 使用 期限	(25) 保有区分 (最新)	(26) 非フッ素 系への 交換予定 時期	(27) 返納 時期	(28) 処分 時期	

<記入要領>

- (1) 「分類」欄：P F O A 含有泡消火薬剤については「P F O A」、有機フッ素系泡消火薬剤（又は有機フッ素系泡消火薬剤の可能性が否定できない場合※1）については「有機」と記載する。
※1 「粉末系消火器（粉末(A B C)消火器、粉末(N a)消火器、粉末(K)消火器など）」、「ガス系消火器（二酸化炭素消火器、ハロン1 3 0 1消火器など）」及び「水・泡系消火器のうち、化学泡消火器」は有機フッ素系泡消火薬剤ではないため除く。
- (2) 「機関」欄：「内局」、「統幕」、「陸自」、「海自」、「空自」、「情本」、「防大」、「防医大」、「防研」、「監本」、「北海道局」、「東北局」、「北関東局」、「南関東局」、「近中局」、「中四局」、「九州局」、「沖縄局」、「装備庁」から選択して記入する。
- (3) 「保有部隊都道府県」欄：薬剤を保有している部隊(又は機関)の都道府県を記入する。
- (4) 「保有部隊市区町村」欄：薬剤を保有している部隊(又は機関)の市区町村を記入する。
- (5) 「保有部隊在籍駐屯地等」欄：薬剤を保有している部隊の在籍駐屯地等(機関の場合は保有している機関名)を記入する。
- (6) 「保有部隊(設置部隊)」欄：薬剤を保有している部隊の名称(機関の場合は保有している部署名)を記入する。
- (7) 「分任物品管理官(供用事務担当官)」欄：分任物品管理官(供用事務担当官)を記入する。
- (8) 「設置・保管場所(最新)」欄：薬剤を設置又は保管している場所を記入する。
- (9) 「設置・保管場所区分(最新)」欄：「倉庫内」、「車庫内」、「格納庫内」、「艦艇内」、「消防車内」、「消防車備付」、「施設内」、「コンテナ内」、「野外(屋根有)」、「野外(屋根無)」から選択して記入する。
- (10) 「保管状況区分」：屋内(コンクリートの床)、屋内(合成樹脂等被覆の床)、野外(コンクリートの地面)、野外(土の地面)から選択して記入する。左記の選択肢に該当がない場合には、適切な保管状況を記入する。
- (11) 「保管容器等」欄：「消火設備」、「艦船消火装置」、「消防車消火装置」、「ポリ容器」、「ドラム缶」、「消火器」から選択して記入する。左記の選択肢に該当がない場合には、適切な保管容器等を記入する。
- (12) 「用途区分」欄：「(11)保管容器等」がポリ容器やドラム缶の場合のみ、現在又は過去(抜き取った場合)の用途を「消火設備」、「艦艇消火装置」、「消防車消火装置」、「消火器」、「返納分」から選択して記入する。左記の選択肢に該当がない場合には、適切な用途を記入する。
- (13) 「取得時期」欄：保管容器等の取得時期(年・月)を記入する。不明の場合は「不明」と記入する。
- (14) 「転籍等時期(元)」欄：転籍等元において、艦船が他の基地等へ転籍、消防車が他の部隊(又は機関)へ管理換えされた年月を記入する。
- (15) 「転籍等時期(先)」欄：転籍等先において、艦船が他の基地等から転籍、消防車が他の部隊(又は機関)から管理換えされた年月を記入する。
- (16) 「換装等予定時期」欄：消火設備の換装又は廃止の予定年月、艦船の定期修理の予定年月（消火装置の換装予定がある場合はその年月を備考欄に記入）、消防車の買替又は処分の予定年月、ポリ容器・ドラム缶・消火器の処分の予定年月を記入する。未定の場合は「未定」と記入する。
- (17) 「薬剤・消火器製造会社」欄：薬剤製造会社は日本消火装置工業会H P掲載の「泡消火薬剤の扱いに関する資料」の最新版を参考に記入し、消火器製造会社は日本消防検定協会H Pの「型式情報検索」の結果を参考に記入する。不明な場合は「不明」と記入する。
- (18) 「薬剤・消火器製品名」欄：薬剤製造会社は日本消火装置工業会H P掲載の「泡消火薬剤の扱いに関する資料」の最新版を参考に記入し、消火器製造会社は現物を確認して記入する。不明な場合は「不明」と記入する。
- (19) 「薬剤・消火器型式番号」欄：薬剤製造会社は日本消火装置工業会H P掲載の「泡消火薬剤の扱いに関する資料」の最新版を参考に記入し、消火器製造会社は日本消防検定協会H Pの「型式情報検索」の結果を参考に記入する。不明な場合は「不明」と記入する。
- (20) 「製品数量」欄：薬剤又は消火器の製品数量を記入する。
- (21) 「薬剤保有量(ℓ)」欄：薬剤又は消火器の薬剤保有量(ℓ)を記入する。
- (22) 「取得時期」欄：薬剤又は消火器の取得時期(年・月)を記入する。不明の場合は「不明」と記入する。
- (23) 「製造年月」欄：薬剤又は消火器の製造年月を記入する。不明の場合は「不明」と記入する。
- (24) 「使用期限」欄：薬剤又は消火器の使用期限(年・月)を記入する。不明の場合は「不明」と記入する。
- (25) 「保有区分(最新)」欄：「使用中」、「使用するため保管中」、「処分のため保管中」、「処分のため返納済」、「処分済」から選択して記入する。選択項目の詳細は次のとおり。
 - 「使用中」：消火設備、艦船の消火装置、消防車の消火装置又は消火器に薬剤を充填済みであり、すぐに使用できる状態になっているもの。
 - 「使用するため保管中」：ポリ容器やドラム缶等で薬剤を保管しており、消火設備、艦船の消火装置、消防車の消火装置又は消火器に薬剤を充填するために保管しているもの。
 - 「転籍等済」：艦船が他の基地等へ転籍、消防車が他の部隊(又は機関)へ管理換えされたもの。→「(14)転籍等時期(元)」、「(15)転籍等時期(先)」に転籍等の年月を記入する。
 - 「処分のため保管中」：消火設備、艦船の消火装置、消防車の消火装置又は消火器から薬剤を取り出し、処分のためにポリ容器やドラム缶で保管しているもの。その他、未使用のまま処分のために保管しているもの。
 - 「処分のため返納済」：薬剤又は消火器を処分のため補給部隊等に返納したもの。→「(27)返納時期」に返納した年月を記入する。
薬剤・消火器の返納を受けた補給部隊等は、「(12)用途区分」に「返納分」、「(13)(22)取得時期」に部隊からの返納年月を記入する。「(16)換装等予定時期」「(26)非フッ素系への交換予定時期」「(27)返納時期」は空欄とする。その他は記入要領に従い記入する。
- (26) 「非フッ素系への交換予定時期」欄：非フッ素系泡消火薬剤への交換予定時期(年・月)を記入する。未定の場合は「未定」と記入する。
- (27) 「返納時期」欄：「(25)保有区分(最新)」が「処分のため返納済」の場合、薬剤又は消火器を補給部隊等へ返納した年月を記入する。
- (28) 「処分時期」欄：「(25)保有区分(最新)」が「処分済」の場合、薬剤又は消火器を廃棄物処理法第1 2条の3に基づき、マニフェストE票における最終処分終了年月日を記入する。
- (29) 「備考」欄：他の項目欄内では記載できない内容等を記入する。なお、「(1)分類」欄に「P F O A」と記入した薬剤を使用した場合には、「使用年月日」、「使用場所」、「使用した部隊」、「使用目的※2」、「薬剤使用量(ℓ)」、「使用後の処置※3」について記入する。
※2 「消火訓練」、「実火災」、「誤操作等による漏えい」、「容器等からの漏えい」から選択して記入する。左記の選択肢に該当がない場合には、適切な使用目的を記入する。
※3 「回収」、「未回収」から選択して記入する。